

めむろ人まち育て助成金募集要項

1 事業内容

町民の活動の活性化と活動団体の育成を推進し、芽室町における人と地域づくりに寄与することを目的とし、町民が有する知識や経験・能力を活かし、自ら企画実施する活動に対して経費の一部を助成します。

2 応募資格

町内に所在する民間団体(法人、任意の種別を問わない)および個人
ただし、次の要件に該当する事業は対象外となります。

- (1) 本町の他の補助金の交付を受けている事業
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 特定の個人または団体の利益のみに寄与する事業
- (4) 政治活動、宗教活動を行う事業

なお、同一の申請者が、複数の事業について申請することはできません。

3 応募方法

所定の用紙（様式第1号、2号、3号、4号）に必要事項をご記入の上、めむろ町民活動支援センター（以下、センター）へ提出してください。

4 応募期間

令和8年8月24日（月）～9月18日（金）

5 対象事業

町内を中心に活動する次の事業に対して経費の一部を助成します。助成対象となる事業実施期間は令和8年4月1日（水）～令和9年2月28日（日）です。

- (1) 町民が有する知識や経験・能力を活かし自ら企画実施する事業
- (2) 町民活動の活性化と活動団体の育成を推進する事業
- (3) その他町長が特に認める事業

6 助成対象経費

事業に要する経費の一部を予算の範囲内で助成します。助成対象・対象外経費は、次のとおりです。（別表1）

【助成対象経費】

科目	内容例
人件費 (報酬・賃金を含む)	講師への謝礼（商品券等金券分も含む）、外注作業員への賃金など
旅 費	交通費、宿泊費、人員の移動に要した車両賃借代やガソリン代 (ただし事業のために消費した数量が明瞭に算定できること) など (ガソリン代の算出方法：走行距離 km×37円) (レンタカー利用の場合、実費)

科目	内容例
消耗品費	事務用品、書籍代、雑貨代、「食」に係る事業の食材費など
燃料費・水光熱費	冷暖房代、使用機材のガス・灯油・ガソリン代など
印刷製本代	チラシ作成の紙代やコピー印刷代、資料・冊子作成費用など
通信運搬費	切手代、荷物の送料、物品輸送用車両の賃借料など
広告費	広告掲載費用、広告作成の外注工賃など
手数料	振込手数料など
保険料	参加者の傷害保険、物品の損害保険など
委託費	専門業者への業務委託費など
使用料	会場使用料、資機材のレンタル料など

【助成対象外経費】

- (1) 申請者の活動管理運営経費（家賃、専従スタッフの人件費など）
- (2) 申請団体構成員に対する謝金等（但し、事業を行うための妥当な経費として審査会で認められた場合は可）
- (3) 助成対象経費として認められる人件費以外の目的で使用される商品券その他金券、記念品、賞品等の購入および賞金に要する経費
- (4) 飲食を目的とする経費
- (5) 備品費（1品1万円以上のもので、かつ、複数年使用することが可能なもの）
- (6) 領収書等により申請者が支払ったことを明確に確認することができない経費

7 助成額

1 事業あたり 15 万円を上限とします。

実際に交付される金額は、以下①②③のうち最も少ない額となります。（別表2）

① 助成基準額 （助成可能枠）	②助成内定額 （事業予算書と審査会で算定）	③助成決算額 （事業決算書で算定）
15万円上限	助成対象経費の予算総額に2分の1を乗じた額にもとづき審査会で決定した額と、助成基準額を比較して小さい方の額	助成対象経費の決算総額から自己収入を引いた額と、決算総額に2分の1を乗じた額とを比較して小さい方の額

8 審査・選考について

応募のあった事業について、町内の有識者、芽室町役場職員などから構成する審査委員会が提出書類を審議の上、助成を決定します。審査方法や審査ポイントは次のとおりです。

【審査方法について（別表3）】

提出書類をもとに、審査委員が採点方式の審査を行います。審査委員は、次に掲げる項目で採点審査します。審査ポイントごとに「よくあてはまる2点、あてはまる1点、あてはまらない0点」と採点します。

「目的・事業内容設定」「計画・事業の進め方」「先駆性・独自性」「自発性・発展性」各項目において、全審査員（5名）の合算点数が20点以上であれば交付されます。

項目	審査ポイント
目的・事業内容設定	☐ 地域社会の発展を目的としているか ☐ 対象が特定の個人や団体に限定されることなく、広く町民に開かれているか ☐ 町民が賛同できる内容か ☐ 地域課題を解決することにつながるか
計画・事業の進め方	☐ 計画内容（スケジュール、進め方など）が具体的であるか ☐ 事業の内容や効果に見合った予算規模となっているか ☐ 事業の実施にあたって、工夫（資金集めや広報など）や配慮（安全面や参加費など）があるか ☐ 取り組む課題の対象となる人たちが参加できるように配慮しているか
先駆性・独自性	☐ 普段の活動や特徴（専門的な知識や経験、組織体制、活動年数、年間予算）を活かしているか ☐ 事業内容は町内においてあまり見られない取り組みか ☐ 町民視点を生かした事業か ☐ 事業を実施することで、広く町民の関心を高めていくことにつながるか
自発性・発展性	☐ 事業を実施する意気込みが感じられるか ☐ 事業実施を通じて、対象とした活動分野の発展が期待できるか ☐ 他の活動団体・町内会・事業者・金融機関・行政・学校などと、ネットワークづくりを行おうとしているか ☐ 当助成金以外の資金の見通しがあるか

9 助成金交付について

事業完了後、所定の用紙（様式第6号、7号、8号）でセンターまで報告をし、助成金額を確定し清算します。

なお、交付決定後に事業を中止する場合は事前に所定の用紙（様式第5号）でセンターへ通達する必要があります。

■応募先・問合せ先

めむろ町民活動支援センター

〒082-0013 芽室町東3条3丁目1番地 芽室町中央公民館 1階

☎62-0413 FAX62-0414 ✉katsudou.center@cotton.ocn.ne.jp